

パブリックコメント制度の流れ

町の基本的な計画や条例の案

【実施対象】

- ・ 基本的な施策に関する計画や指針等
- ・ 基本の方針を定める条例
- ・ 町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（ただし、金銭徴収に関する条項を除く）

案・資料の公表

【公表方法】

事前に広報紙等で案件名等の予告をします。

- ・ 町のホームページ
- ・ 担当課及び支所の窓口等で閲覧又は配布

町民等が意見などを提出

（募集期間は1ヶ月程度）

【提出方法】

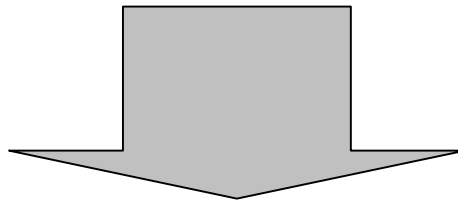
- ・ 郵便、FAX、電子メール
- ・ 直接書面を持参
（住所・氏名等を明記）

案に反映できるもの

- ・ 意見に基づき案に反映

案に反映できないもの

- ・ 反映できない理由を整理



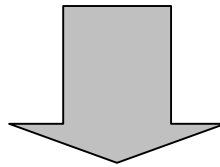
計画や条例案の公表

- ・提出された意見と町の考え方を公表
(案に反映したときは、その内容と理由も公表)

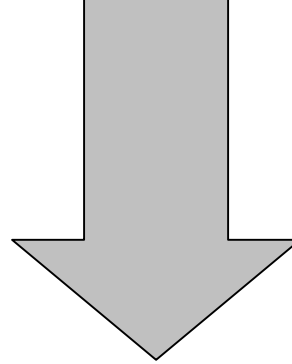
議決を要するもの



議会の議決



議決を要しないもの



政策等の実施